

## (公財) Y M F G 地域企業助成基金 役員・評議員名簿

令和 7 年 6 月 1 7 日現在

### 【役員】

| 基金役職      | 氏名    | 役職                                 |
|-----------|-------|------------------------------------|
| 理事長（代表理事） | 棕梨 敬介 | 株式会社山口フィナンシャルグループ<br>代表取締役社長 C E O |
| 理事        | 村田 直輝 | 株式会社山口フィナンシャルグループ<br>執行役員          |
| 理事        | 堀江 広重 | 一般社団法人九州経済連合会 専務理事                 |
| 理事        | 谷口 雅彦 | 一般社団法人中国経済連合会 専務理事                 |
| 理事        | 中藤 良久 | 国立大学法人九州工業大学 理事・副学長                |
| 理事        | 有賀 正宏 | 株式会社日本政策投資銀行 中国支店長                 |
| 監事        | 京原 健  | 京原健税理士事務所                          |

（敬称略）

### 【評議員】

| 基金役職 | 氏名    | 役職                   |
|------|-------|----------------------|
| 評議員  | 高瀬 太  | U B E 株式会社 顧問        |
| 評議員  | 清田 徳明 | T O T O 株式会社 代表取締役会長 |
| 評議員  | 藤田 敏彦 | 富士商株式会社 代表取締役会長兼社長   |
| 評議員  | 中川 章  | 山口県商工会議所連合会 常務理事     |
| 評議員  | 高尾 茂雄 | 株式会社もみじ銀行 取締役執行役員    |
| 評議員  | 河中 道生 | 株式会社北九州銀行 取締役執行役員    |

（敬称略）

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第13条及び第27条の規定に基づき、公益財団法人YMF G 地域企業助成基金の役員等の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### (役員等の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

### (役員等の報酬の決定方法)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員に対し、職務執行の対価として報酬を支給する。

### (役員等の報酬の支給方法)

第4条 役員の報酬は、各年度の総額が30万円を越えない範囲で、理事会出席及び会計監査の都度、1人あたり1万円を支給する。

- 2 評議員の報酬の額は、定款第13条で定めた範囲内において、評議員会出席の都度、1人あたり1万円を支給する。
- 3 役員等の報酬については、現金あるいは振込支給とする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (公表)

第6条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

### (その他)

第7条 この規程の施行にあたって必要な事項は、理事会において定める。

### 附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記日から施行する。

附則

この規程は、令和２年２月２５日から施行する。

附則

この規程は、令和３年２月１８日から施行する。